

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第六号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十七号）の
一部を次のように改正する。

附則別表第二を次のように改める。

附則別表第二（附則第10項関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
	4種		
1年未満	円 176,200	円 35,800	円 21,000
1年以上2年未満	176,200	35,800	18,900
2年以上3年未満	176,200	35,800	16,800
3年以上4年未満	176,200	35,800	14,700
4年以上5年未満	176,200	35,800	12,600
5年以上6年未満	176,200	35,800	10,500
6年以上7年未満	176,200	34,500	8,400
7年以上8年未満	176,200	33,300	6,300
8年以上9年未満	176,200	32,000	4,200
9年以上10年未満	176,200	30,700	2,100
10年以上11年未満	176,200	29,500	
11年以上12年未満	176,200	28,200	
12年以上13年未満	176,200	27,000	
13年以上14年未満	176,200	25,700	
14年以上15年未満	176,200	24,700	
15年以上16年未満	176,200	23,700	
16年以上17年未満	174,400	22,800	
17年以上18年未満	172,600	21,800	
18年以上19年未満	170,700	20,800	
19年以上20年未満	168,900	19,800	
20年以上21年未満	167,100	18,800	
21年以上22年未満	159,100	18,400	
22年以上23年未満	150,800	18,000	
23年以上24年未満	142,400	17,300	
24年以上25年未満	134,100	16,900	
25年以上26年未満	125,900	16,500	

26年以上27年未満	115,800	16,000	
27年以上28年未満	105,800	15,600	
28年以上29年未満	95,800	15,100	
29年以上30年未満	85,800	14,800	
30年以上31年未満	75,300	14,600	
31年以上32年未満	64,900	14,100	
32年以上33年未満	54,300	13,500	
33年以上34年未満	41,700	12,900	
34年以上35年未満	28,800	12,400	
備考			
<p>1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以降の期間を示す。</p> <p>2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。</p> <p>3 この表において、「4種」とは第2条第1項第4号の職を占める職員をいう。</p>			

別表第一を次のように改める。

別表第一（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		
1年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200	円 251,700	円 51,100	円 30,000
1年以上2年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	27,000
2年以上3年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	24,000
3年以上4年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	21,000
4年以上5年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	18,000
5年以上6年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	15,000
6年以上7年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	49,300	12,000
7年以上8年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	47,500	9,000
8年以上9年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	45,700	6,000
9年以上10年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	43,900	3,000
10年以上11年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	42,100	
11年以上12年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	40,300	
12年以上13年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	38,500	
13年以上14年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	36,700	
14年以上15年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	35,300	
15年以上16年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	33,900	
16年以上17年未満	411,200	365,500	305,900	249,100	32,500	
17年以上18年未満	406,800	361,500	302,600	246,500	31,100	
18年以上19年未満	402,400	357,500	299,300	243,900	29,700	
19年以上20年未満	398,000	353,500	296,000	241,300	28,300	
20年以上21年未満	393,600	349,500	292,700	238,700	26,900	
21年以上22年未満	375,700	333,800	279,700	227,300	26,300	
22年以上23年未満	355,900	316,600	265,700	215,400	25,700	
23年以上24年未満	336,600	299,900	252,200	203,400	24,700	
24年以上25年未満	317,200	283,000	238,300	191,600	24,100	
25年以上26年未満	297,700	266,100	224,600	179,800	23,500	

26年以上27年未満	275,000	245,300	207,000	165,400	22,900	
27年以上28年未満	252,800	224,900	189,900	151,100	22,300	
28年以上29年未満	230,400	204,500	172,600	136,800	21,500	
29年以上30年未満	207,600	183,700	155,000	122,500	21,200	
30年以上31年未満	182,800	161,800	137,000	107,500	20,800	
31年以上32年未満	157,900	139,900	118,700	92,700	20,200	
32年以上33年未満	133,300	118,200	100,800	77,500	19,300	
33年以上34年未満	97,500	88,200	76,200	59,500	18,400	
34年以上35年未満	62,200	58,400	51,900	41,100	17,700	

備考

- 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以降の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和五年十二月二十五日から施行し、この規則による改正後の初任給調
整手当に関する規則の規定は、同年四月一日から適用する。